

令和2年矢巾町議会定例会1月第2回会議目次

議案目次	1
第 1 号 (1月31日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	6
○報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	5
○報告第2号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	5
○報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	6
○議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について	8
○議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	10
○議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)について	12
○散 会	14
○署 名	15

議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会1月第2回会議

1. 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第2号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について
5. 議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
6. 議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

令和2年矢巾町議会定例会1月第2回会議議事日程（第1号）

令和2年1月31日（金）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第2号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全 室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和2年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより1月第2回会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

9番 赤丸秀雄 議員

10番 昆秀一 議員

11番 藤原梅昭 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の1月第2回会議の会議期間は、1月27日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決
処分に係る報告について

日程第4 報告第2号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決

処分に係る報告について

日程第5 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決
処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第3、報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてから日程第5、報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてまでの報告3件につきましては、自動車破損事故に係る専決処分の報告でありますので、一括しての報告としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、報告第1号から日程第5、報告第3号までの報告3件については、一括しての報告することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第1号から報告第3号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

報告第1号に係る事故は、矢巾町大字下矢次第1地割地内の町道安庭線煙山地下道において、盛岡市本宮六丁目13番2号、鬼柳顕さんが走行中に側溝グレーチングが外れていたことにより、その上を通過した自動車の左側の前輪タイヤとホイールを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は10割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金1万5,000円を支払うものであります。

次に、報告第2号に係る事故は、報告第1号と同様の事由により、紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第7地割183番地3の松崎清江さんが走行中に側溝グレーチングが外れていたことにより、その上を通過した自動車の左側の前輪タイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は10割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金1万5,620円を支払うもので

あります。

次に、報告第3号に係る事故は、矢巾町大字煙山第2地割地内の町道南昌山線において、岩手郡雫石町沼返107、橘英明さんが走行中に清流橋と砂利道の境が急であったことにより、その上を通過した自動車の前のバンパーが路面に接触し、バンパーに傷がついたものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は3割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金2万1,480円を支払うものであります。

なお、これらのことについては、報告第1号及び第2号は今月の7日に、報告第3号は今月20日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの報告3件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

1番、藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） グレーチングが外れた件ですけれども、同日に2回も車が落ちたということですが、このグレーチングが外れたことに対して、その保守というか、その辺はどのようなになっていましたでしょうか。通常であれば、なかなか外れにくいものでございますけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

グレーチングにつきましては、煙山地下道のちょうど下がりきったところに設置してある雨水処理のためのグレーチング側溝になっておりますが、そのグレーチング側溝がやはりあそこ交通量が多いものですから、そういった関係でネジとかでとめているような形でしたが、それが受け枠から破損してございまして、それがたまたま大型車両が通った際に、バウンドして外れたというような事案になります。

これにつきましては、当日、今回の2件目の2時20分ごろの事故の発生になりますが、そ

の車両がいる間に我々到着しまして、その時点でグレーチングを一度外して、中に排水管を設置して砂利で埋めて、仮の舗装で復旧したと、当日復旧いたしました。それで、夕方4時ごろで完了という形になっております。その後、反対車線のいわゆる南側の車線になりますが、そちらのほうも少しがたつきが大きかったので、そちらのほうも約2週間ほどたつてからになりますが、点検をしまして、そちらのほうも一度グレーチングを外して、排水管を設置して埋めて仮復旧をしたというような状態で、今はグレーチングが通過するところにはないというような処置をいたしました。

今後本復旧につきましては、新年度に行いたいと思っております。あそこは融雪装置がついていますので、むやみやたらに掘れないところですので、そういったところを検証しながら新年度で対応したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号から報告第3号までの3件の報告を終わります。

日程第6 議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、町道中央1号線の道路整備事業として町道中央1号線の矢巾町立矢巾東小学校前交差点から北側を工事するものであります。

主な工事概要は、施工延長100メートル、土工一式、プレキャストL型擁壁36メートル、集

水ます12カ所、そして置きかえ工として780立方メートル、アスファルト舗装工1,400平方メートルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき令和元年12月24日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の令和2年1月16日までに三陸土建株式会社、株式会社水清建設、水本重機株式会社、株式会社佐々木組、タカヨ建設株式会社、株式会社水本、くみあい鉄建工業株式会社、岩手建工株式会社、以上8社から参加申請があり、1月20日9時27分から入札を執行した結果、株式会社佐々木組が一金5,550万円で落札し、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金6,105万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 工期についてお聞かせください。完成はいつを予定しているかということと、あと安全対策は十分必要なのですけれども、例えば東側の歩道の通学される子どもたちがいると思うのですけれども、そこは工期中でも通られるのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

工期につきましては、現在の契約につきましては、令和2年3月31日までとなっております。この後繰り越しの手続きをとりまして、令和2年度に入って工期の設定をしたいと思っております。

これにつきましては、約7月いっぱいの子で進めたいと思っております。ただ、現場がそのとおり岩手医科大学の車両とか、いろいろ交通量の増加している場所になっていきますので、そういったところの安全対策も相当数必要になってきますので、工事をする範囲が限られるような状態になります。そういったところを見極めながら工期の設定を考えておりますが、歩行者、車両にとって十分渋滞等発生しないような工法で工事のほうを進めたいというふうを考えております。

安全対策、その他、歩行者の安全対策ですが、北側の安庭線沿いについている歩道につき

ましては、工事期間でも、多少横断歩道の位置が変わるかもしれませんが、歩行者を優先しながら当然渡れるような形、そして今回岩手医科大学の前の中央1号線の東西に歩道が両側についておりますので、安庭線の交差点の南側になりますが、そちらのほうも利用しながらやらなければならないというような場合も出てくるかもしれませんが、その辺は学校のほうと調整しながら、当然工事のほうでは交通誘導員も配置しながら子どもたちの安全を守りながら工事を進めたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めまして、これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度化、専門化する行政課題に対応するため、知識経験等を有する人材を期間を限って採用することとし、当該職員の採用及び給与に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今後矢巾町でも採用するわけですがけれども、どのような専門職を採用しようと考えているのかお伺いします。

特に医療とか、介護とか、そういうところを考えているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） ただいまの質問にお答えいたします。

全員協議会でも皆さんのほうにご説明申し上げましたけれども、今現在ことしの4月に予定しております災害対策ということで、そのエキスパート、専門家を知識と経験を有するエキスパートの採用を今現在予定しております、その1名だけと現在なっておりますけれども、今後今お話しありましたとおり、医療関係、そういった福祉関係、エキスパート必要なものが出てきた場合には、その時点でまた考えていきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、6款農林水産業費の有害鳥獣駆除事業、8款土木費の除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,586万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億1,158万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細について事項別明細により説明いたします。

9ページをお開き願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順に行います。歳入補正は1項目のみとなります。歳入、18款繰入金、2項基金繰入金2,586万7,000円、これにつきましては、財政調整基金を取り崩したもので現在基金残高は4億5,907万9,000円となっております。

続きまして、歳出に参ります。13ページをお開き願います。歳出補正についても歳入と同様に説明をいたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、こちらにつきましては、組みかえとなります。この内容につきましては、ふるさと納税に係る郵便料がふえたもので内部で調整をさせていただいたものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費24万8,000円、こちらは射撃場の整備に係る負担金の増となっております。

8款土木費、2項道路橋梁費、2,561万9,000円、こちらにつきましては、除雪に係る費用の補正でございまして、消耗品は融雪材及び除雪の委託料の増となっております。

以上で議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 除雪費の増ということでお伺いします。ことしも暖冬と言われて、除雪が随分少なくて済んでいるかなと私は感じております。お聞きしたいのは、去年も少なかったはずですが、去年よりも少ない今の現時点では、去年に対比して何割程度になっているのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

今年度につきましては、4回出動しております。総額が、今までのかかった経費が、委託料につきましては約4,000万円ほど使用させていただいておりますので、残り2回分ほどしか残っていないということで今回補正をお願いするものです。今回およそ2回分程度ということで予算を組まさせていただいております。昨年度は、非常に少なかったわけなのですが、昨年度は約5,000万円弱で済んでおります、委託料につきましては。なので、既に8割程度今年度は昨年と比べると既に使っているという形になっています。まだ2月、3月とあります。昨年は4月1日に雪も降っておりますので、まだまだ安心できない状況ですので、今回補正をお願いしたことになります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)についてを
起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(藤原由巳議員) 以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和2年矢巾町議会定例会1月第2回会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員